農業機械事故を防ぐために

令和８年１１月
農産局 技術普及課 生産資材対策室

農林水産省

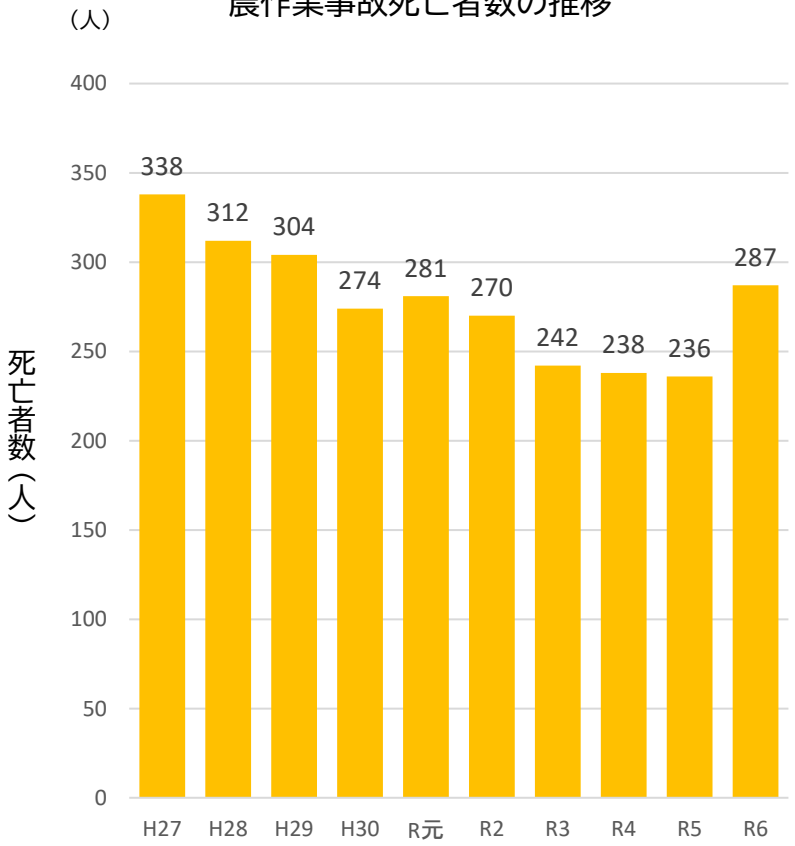
農作業事故の現状と農林水産省の施策概要

令和6年に発生した農作業死亡事故の調査結果

○ 農作業事故死亡者数は、近年減少傾向にあったが、令和6年は287人となり、前年より急増（51人増）。

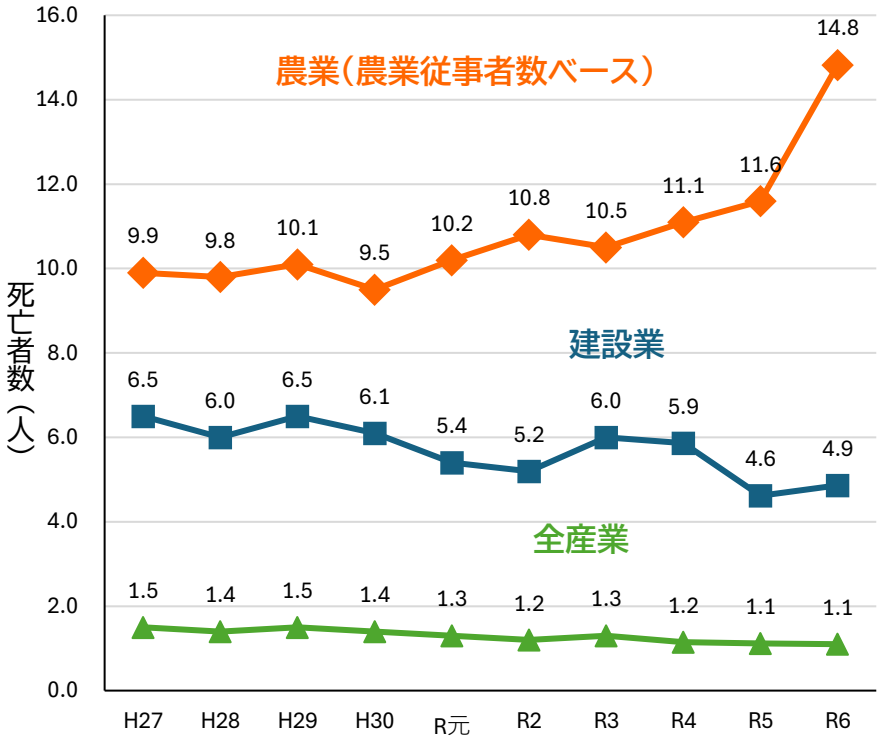
○ これに伴い、就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人に増加し、他産業との差が更に拡大。

農作業事故死亡者数の推移



※ 農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡者数の推移



死亡者数　農　業：農作業死亡事故調査（農水省）
　　他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者　　農　業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
　　他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

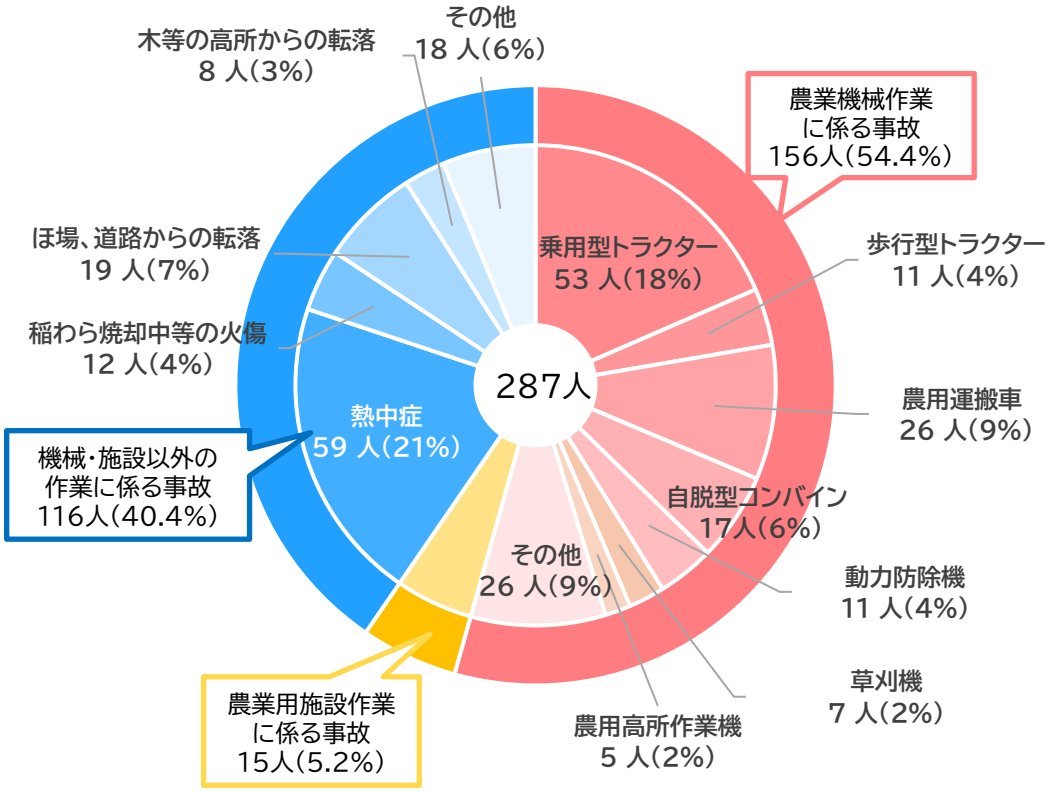
農作業死亡事故の発生状況の分析①

○ 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が156人（全体の54.4%）と高い状態が継続。

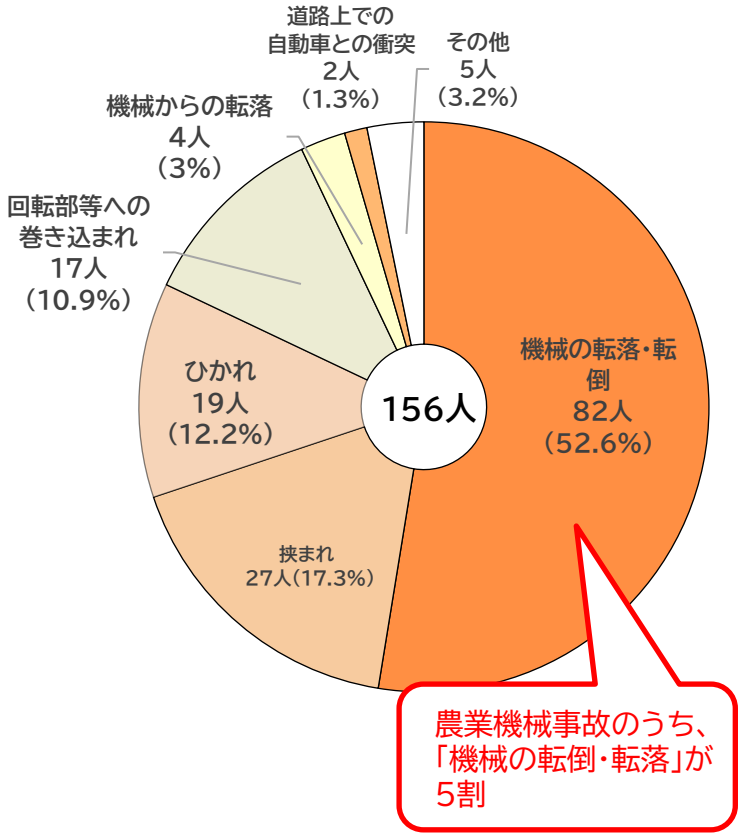
○ 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が82人（機械事故の52.6%）を占めている。

○ 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が59人（機械・施設以外の作業に係る事故の50.8%）と最も多い。

要因別の死亡事故発生状況（令和6年）



農業機械事故による死亡の要因（令和6年）



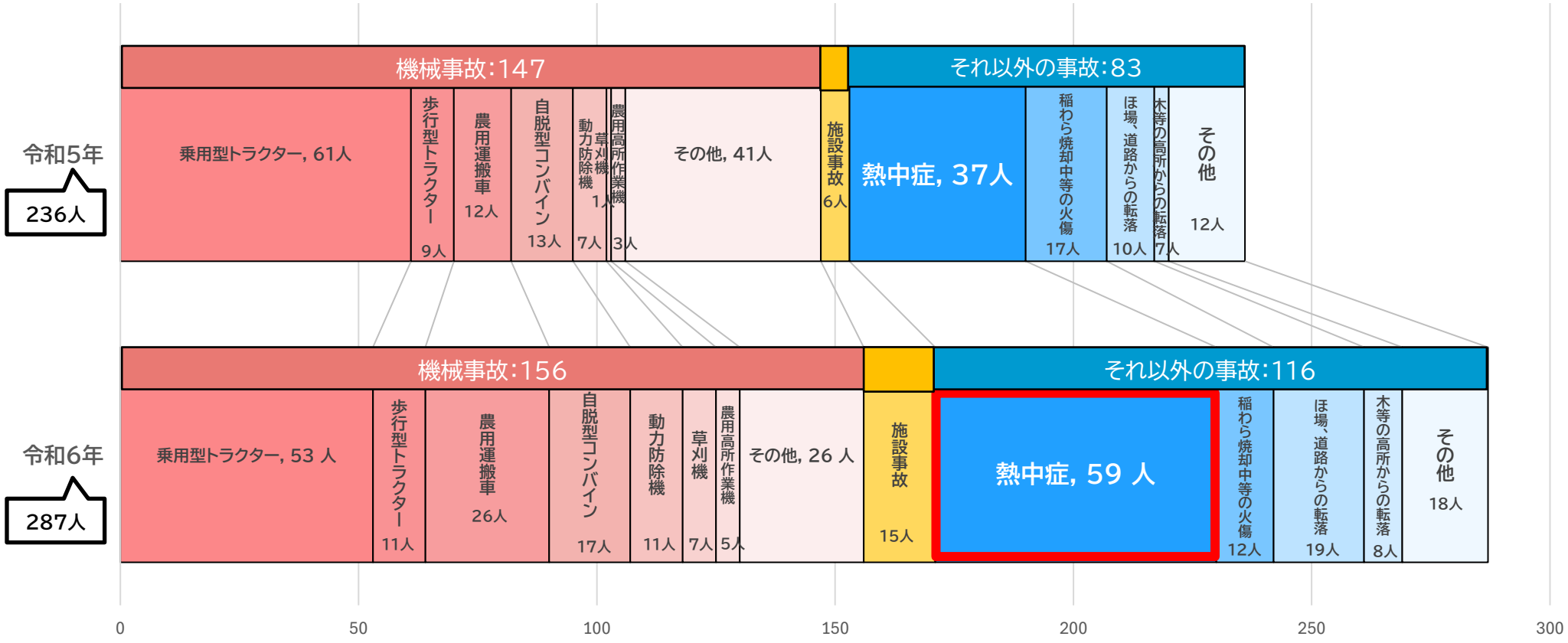
農作業死亡事故調査（農水省）

農作業死亡事故の発生状況の分析②

○ 令和6年の農作業死亡事故を要因別にみると、「機械事故」、「施設事故」、「それ以外の事故」のいずれも前年より増加。

○ 特に、「それ以外の事故」のうち「熱中症」が、前年の37人から59人に顕著に増加した（22人増）。

農作業死亡事故の要因別分析（R5→R6）



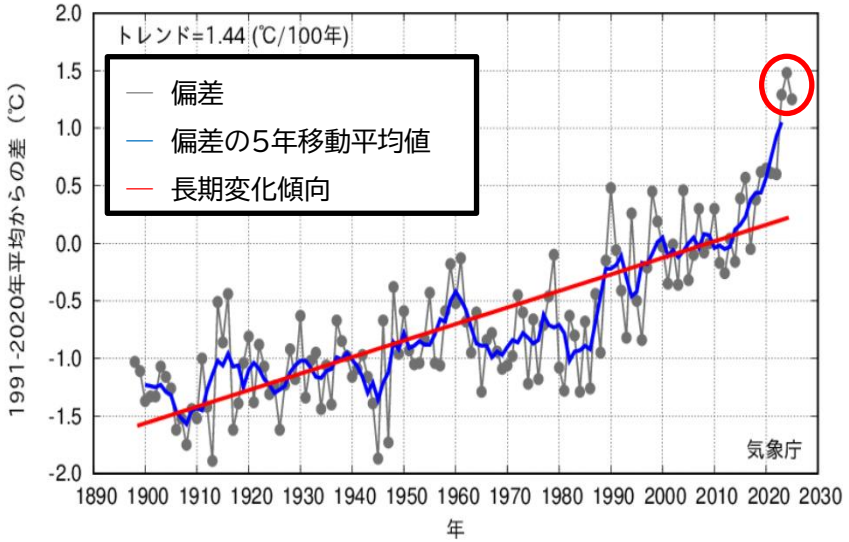
農作業死亡事故調査（農水省）

今後の気温上昇への適応の必要性

○ 我が国の気温(年平均気温偏差)は年々高くなっており、特に近年は急激に上昇。今後も熱中症等の発生リスクは高い状況が続くことが想定される。

○ このような中、夏季における農作業死亡事故の発生リスクを低減するためには、注意喚起の強化だけでなく、構造的な対策を講じていく必要があり、作業の省力化や軽労化に資する生産方式に転換していくことが不可欠。

日本の年平均気温偏差 (1898~2025年)



※偏差：各年の平均気温の基準値からの差。基準値は1991~2020年の30年平均値。

日本の年平均気温偏差のうち統計開始以降の上位3ヵ年

順位	年	気温偏差(℃)
1	2024	+1.48
2	2023	+1.29
3	2025	+1.23

資料：気象庁

熱中症死亡事故の事例

手持式動力噴霧器で農薬散布中にほ場内で倒れた。	温室内で水分補給せずに作業していたところ、脱水症状で動けなくなり熱中症を発症。	朝から1人で草刈り作業をしていたが、帰りが遅かったので探しに行くと倒れていた。

熱中症等のリスクを低減する生産方式例

 ドローンによる農薬・肥料散布	 遮光ネット、細霧冷房等による作業環境改善	 リモコン草刈機等による軽労化

＋

暑熱対策が講じられた農業支援サービスの活用による作業の外部化

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

○ 農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式（ホワイト生産方式）への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する必要。

○ このため、農林水産省では、これらを推進する施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」としてとりまとめ、関係機関を挙げて強力に推進。

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

熱中症等の回避に向けた安全意識の向上

○研修の強化（熱中症等対策研修強化期間の前倒し）

より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒（4～6月）。

この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。



○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

特にリスクが高い7～9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。



熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換

○スマート農業技術の導入

自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。

（例）・水管理の遠隔操作や自動化
・生育予測システムによる業務量の平準化

【支援策】スマ転事業（R7補正 156億円の内数 / R8当初 25億円の内数）



○農業支援サービスの活用

作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。

（例）・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託

【支援策】サービス加速化事業（R7補正 156億円の内数 / R8当初 25億円の内数）





○農作物の高温対策

農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。

（例）遮光資材、細霧冷房、天窓、ヒートポンプの活用

【支援策】グリーンな栽培体系転換（R7補正 40億円の内数 / R8当初 5.7億円の内数）



※3月中に発出予定の令和7年地球温暖化影響調査レポートにも上記を記載

（参考）労働者を雇用する農業者に対する熱中症対策の義務化

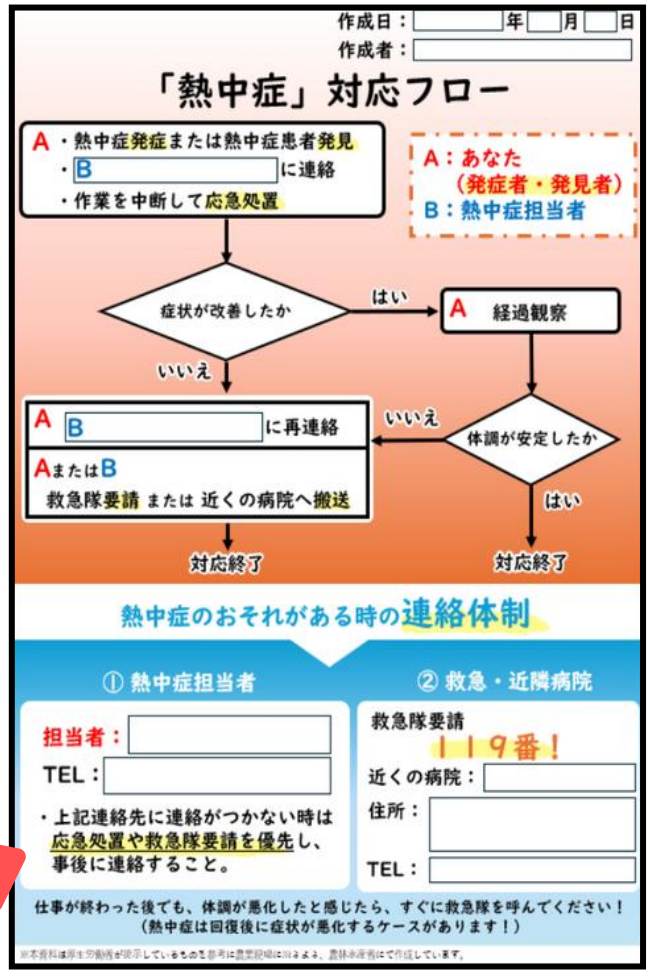
○　労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、令和７年６月１日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付け。

○　事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和７年６月１日から労働者を雇用する事業者に対し、

労働者への熱中症対策を義務化

- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



農作業安全に関する表彰制度

○　農作業安全に関する優良事例等の横展開を促すとともに、農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていくことを目的に、令和7年度に農作業安全表彰を創設。

○　表彰受賞事例以外の事例も含め優良な事例については、現場の取組の参考としてもらうため、地方自治体等を通じて展開。

（農産局長賞受賞者）

新潟県立村上桜ケ丘高校
［新潟県］

- 学生主体で取り組む「農作業事故ゼロプロジェクト」にて、シートベルトの着用や熱中症に関するアンケート調査を実施し、事故実態や課題を研究成果としてセミナー等で発信
- 夏場の作業の危険性を直接訴えるため、地域のJAとともに、熱中症パトロールを実施。
- 研究成果を踏まえ、トラクターのシートベルト着用促進、また熱中症対策に関するポスターを作成し、注意喚起を図る。





アンケート調査を実施する様子



シートベルトポスター

（最終選考候補者）

JA新はこだて・ホクレン函館支所
［北海道］

農作業安全研修を受けた青年部組織が自分事として捉え、農作業安全宣言の作成、対話型グループワークの実施。オホーツク網走青年部と連携し、農作業初心者向けの啓発動画を作成・共有・活用するなど、農作業事故ゼロに向けて取り組む体制の構築。



山梨県農作業安全推進会議
［山梨県］

果樹での昇降機による事故が続発したため、果実袋へ啓発文「要注意！！リフト移動、機械操作」などを印字し配布。その他、VR/対話型研修、公用車での巡回放送、ラジオ等を組み合わせて啓発。



片山安全コンサルタント合同会社
［富山県］

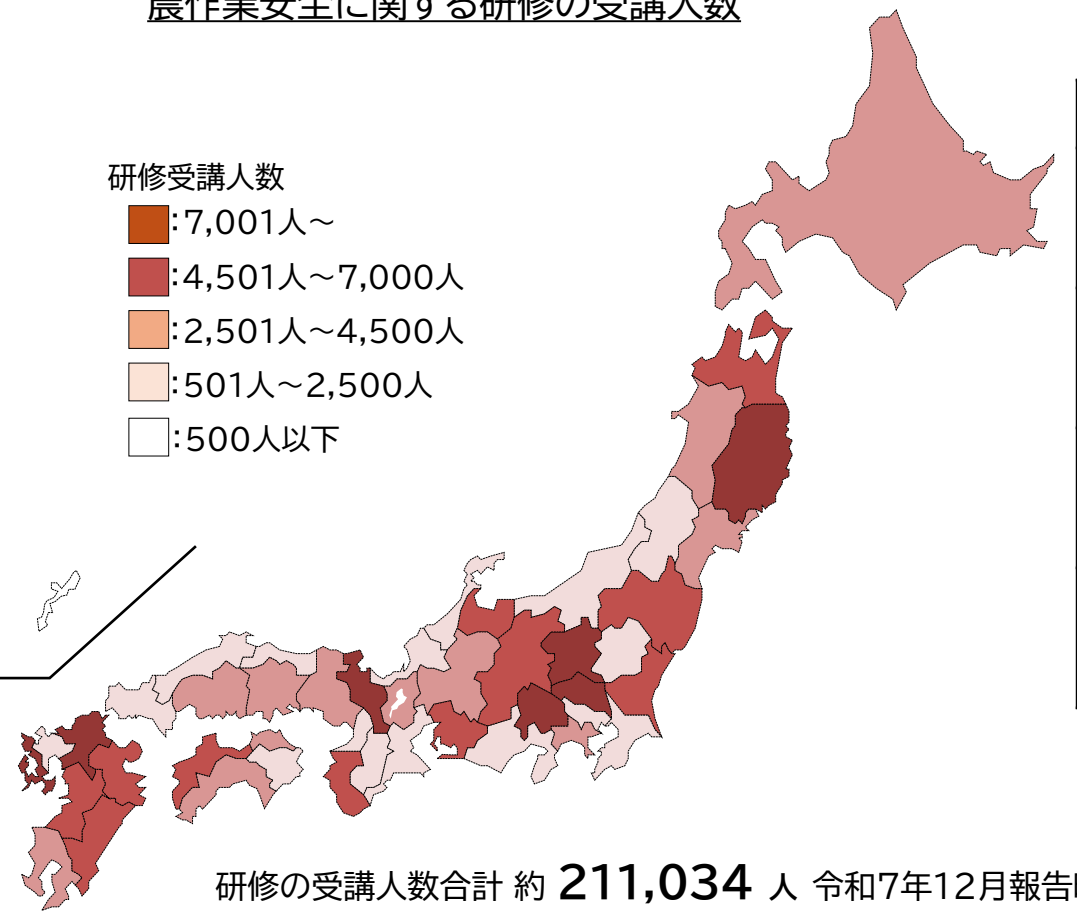
労働安全コンサルタントとして、依頼を受けて全国各地で農業機械の点検整備・安全知識を座学と実機で学ぶ研修を実施。オリジナルの安全研修テキストを作成し、自身のHPで掲載。



令和7年度における研修実施状況

○ 令和7年度の農作業安全研修の受講人数は、約211,000人と前年度（約16万人）から5万人増加。
○ 研修の実施回数も、農業機械安全に係る研修は3,186回、熱中症対策研修は5,134回と、前年度と比較して特に熱中症対策研修の実施回数が1.5倍に拡大。

農作業安全に関する研修の受講人数



研修実績 （実施回数、受講者人数）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
農業機械作業研修	3,186回	4,059回	1,732回
熱中症対策研修	5,134回	3,404回	779回
未熟練向け研修	555回	-	-
合計	6,427回 211,034人	4,437回 170,350人	1,769 50,412人

※ 農業機械作業研修で熱中症対策の内容を含む場合や熱中症対策研修で農業機械作業の内容を含む場合はそれぞれの項目で回数カウントしているため、両項目の研修回数の和と合計は合致しない。

研修の受講人数合計 約 **211,034** 人 令和7年12月報告時点（予定含む）

研修資料、啓発資材の展開

○　農作業における安全確保の一層の推進を図るため、新たに「農業機械作業研修資料」を作成。クイズ形式の問題を取り入れ、イラストで分かりやすく解説をすることで、受講者の理解・定着を促進。

○　「忘れていませんか？安全対策」をテーマに、農作業安全に関するポスターデザインを全国から募集。総勢50件の応募があり、農林水産大臣賞については、全国の自治体等に向けて約2万枚の配布を行い、農作業安全の啓発に活用。

農業機械作業研修の作成

チラシ形式の資料



刈払機のクイズ



ポスターデザインコンテスト

農林水産大臣賞



新しい安全性検査制度の進捗状況

○　農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。

○　農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和７年４月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

○　農林水産省においても、令和７年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

＜対象機種＞

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

＜新たな安全性検査基準の主な強化点＞

○　乗用型トラクター
- シートベルトリマインダー
 （シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
- ＰＴＯインターロック
 （車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を７秒以内に遮断）

○　自脱型コンバイン、乗用型田植機
- 作用部インターロック　※2027年基準から採用

自脱型コンバインの安全装置イメージ

作用部インターロック
停車中に刈取部等の作用部を駆動した状態で運転者が離席した場合、７秒以内に刈取部等の作用部への動力を遮断



※ EU規制の乗用型トラクターマザーレギュレーションを参考に、自脱型コンバインでも７秒に設定
※ 実機では３～６秒程度で停止に至っている

＜受検状況＞

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。
※農用トラクター（乗用型）：43型式、
農用トラクター（歩行型）：3型式
コンバイン（自脱型）：11型式
乾燥機（穀物循環型）：7型式　（令和8年6月末日時点）

農用トラクタ（乗用型）、コンバイン（自脱型）合格機の例


MR1050


BF25D

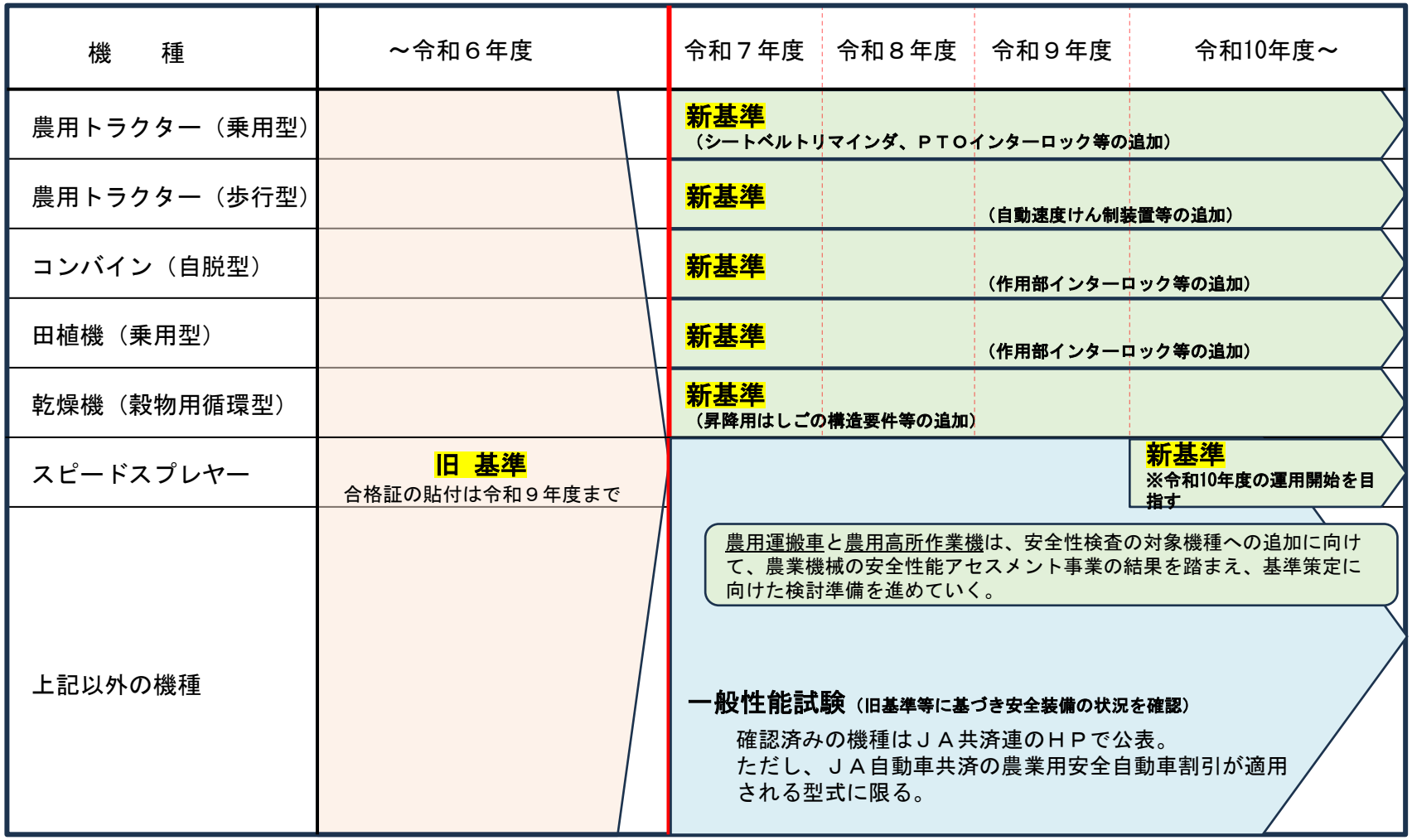

YH452R

HGS

出典：（株）クボタ、井関農機（株）、ヤンマーアグリ（株）　各社より提供

新しい安全性検査制度の今後

○　令和７年４月より、農用トラクター（乗用型）等５機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
○　農用トラクター(歩行型)、コンバイン(自脱型)、田植機(乗用型)は、令和９年度に新たな検査基準を正式適用。
※これらの検査基準は、令和８年度までは任意適用。
○　スピードスプレヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。



※１　令和７年度から新基準を適用となった５機種について、令和９年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。
※２　安全性検査合格証の機体への貼付は、受験後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して３年度を限度とする。

購買行動対応の強化

○　農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していくためには、安全性検査の受検率の向上を図る必要。

○　受検率向上の前提として、農業者が安全性検査合格機を優先的に選択する環境を整える必要があり、安全性検査の認知度を向上するための取組として、農業機械公正取引協議会が定める農業機械の表示に関する公正競争規約及び同施行規則等に各農業機械メーカーのHPやカタログ等の見やすい位置に合格証票を掲載する旨を規定。

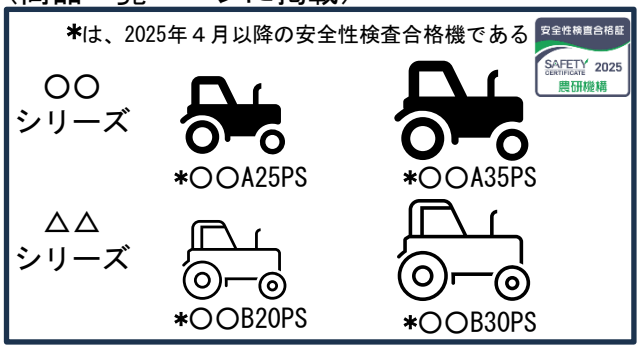
○　農林水産省においても、令和７年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

安全性検査合格証票の掲載について

農業者における安全性検査の認知度向上、及び合格機を選定しやすくするため、 WEBやカタログ等における合格証票掲載の原則ルールを規定

● Webページでの掲載例

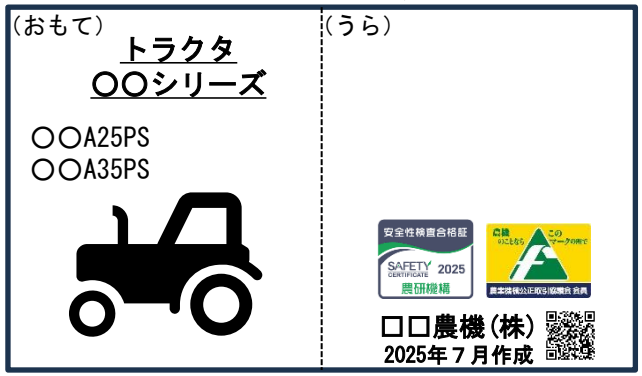
（商品一覧ページに掲載）



（商品詳細ページに掲載）



● シリーズ機のカタログでの掲載例



（主要諸元）

販売型式名	○○A25PS	○○A35PS
区分		
駆動方式	４輪駆動	
機体寸法		
安全性検査合格番号	NAR025/○○	NAR025/●○
運転免許	大型特殊	

補助事業等の要件化

国の補助事業等を活用して対象の農業機械（※）を購入・リースする場合は、安全性検査合格機の中から選定することを要件として求めるよう、事務次官依命通知を発出

対象機械

安全性検査の対象になっている
- 農用トラクター（乗用型／歩行型）
- 田植機
- コンバイン（自脱型）
- 乾燥機（穀物用循環型）

かつ

令和７年度以降新たに発売される型式の農機

国の補助金等を活用し導入する場合は
安全性検査に合格した型式から選定

安全性検査合格証
SAFETY CERTIFICATE 2025
農研機構

安全性検査合格証票

農耕トラクタへの座席ベルト義務付け

○　農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和６年８月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（令和７年３月開催）において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、令和７年６月に改正保安基準が公布された。基準適用日（令和９年１月１日）以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）が対象となることから、現在、農林水産省においても、基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ。

制度のしくみ



適用日以降の新車には
座席ベルトを装備すること

道路運送車両の保安基準

・対象車両及び座席ベルトの装備
・改正保安基準の適用日等を規定



適用日以降、対象車両を道路で運転する際は座席ベルトを装着すること

道路交通法

改正保安基準に基づき装備しなければならないこととされている
座席ベルトを装着しないで自動車を運転することの禁止

対象車両であることが判断できるよう、目印を措置

外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000㎠以上

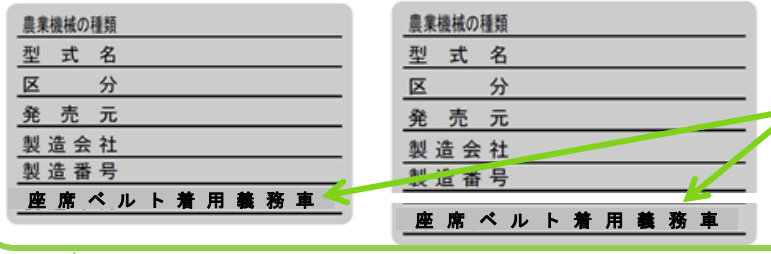




対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）



〇〇〇〇年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

日農工規格にて規定（令和７年８月公表）

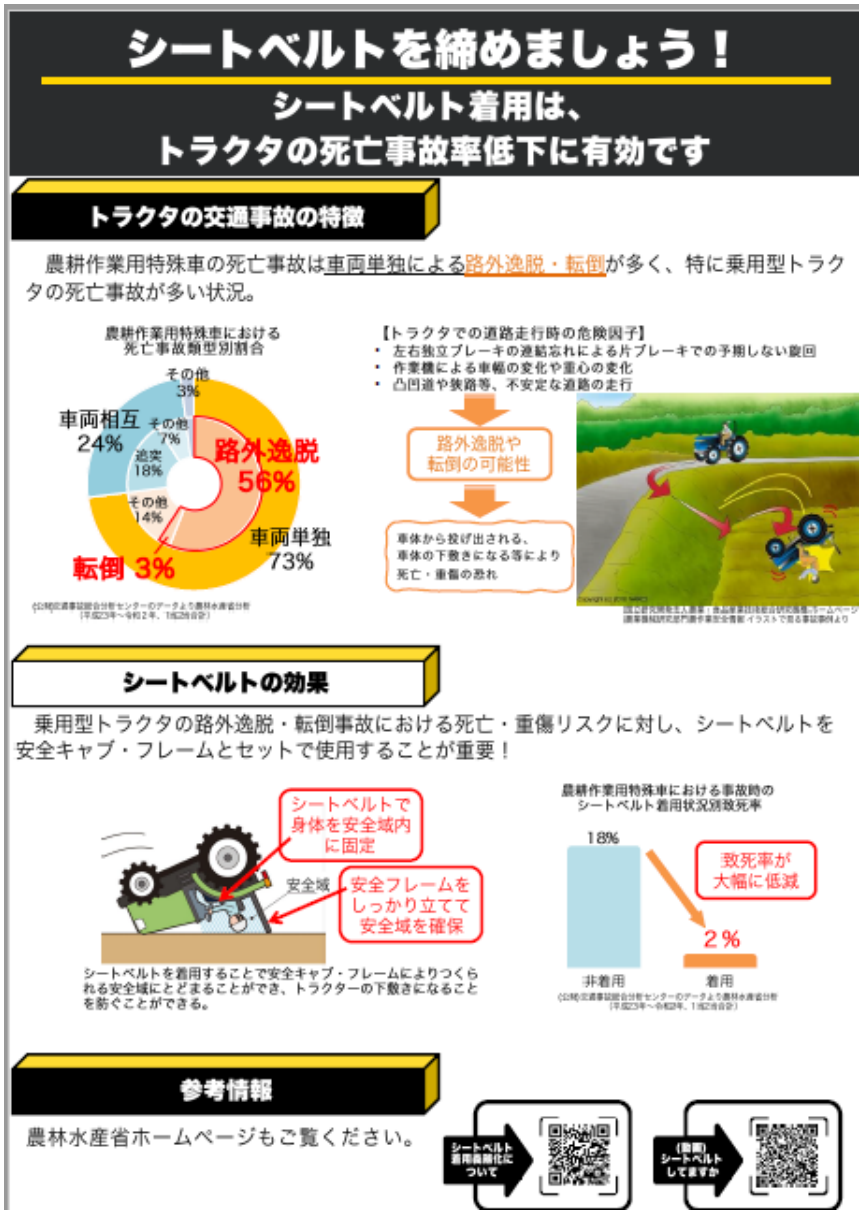
農機公取協より通知発出（令和８年７月発出済）

（参考）周知資材

おもて



うら



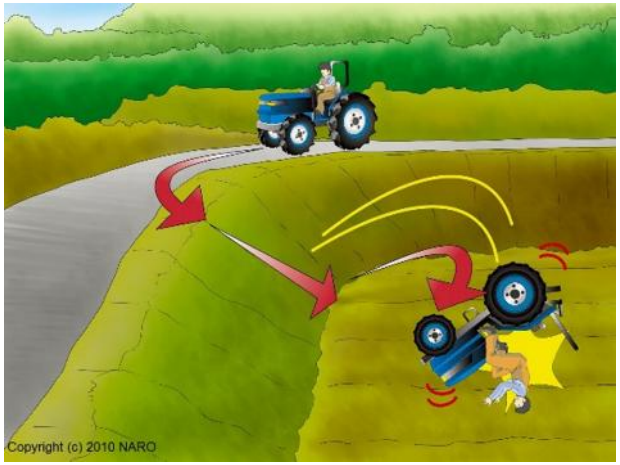
畜産現場で多い機械事故事例とその対策

事故事例①　トラクターの転落・転倒

①農道からの転落事故（軽傷）

【概要】 緩い下り坂で直角のカーブを左折時、
ブレーキを踏んだところ、**急旋回**し水田に転落した。

【考えられる原因】
①**ブレーキペダルが連結されていなかった**
②**危険個所の確認・目印設置ができていなかった**



軽傷で済んだ理由：**シートベルトをしていた**ので投げ出されておらず、
安全フレームを立てていたため、**完全に下敷きにならずに済んだ。**

②ほ場作業中の転倒事故（死亡）（令和6年8月発生）

【概要】 畑の際を耕していたところ、操作を誤って進行方向左側の**斜面へ横転**し、
法面の下の藪でトラクターの下敷きになった。

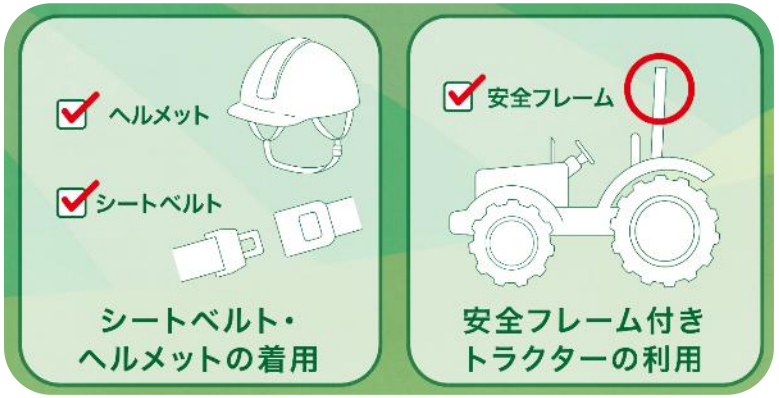
【考えられる原因】
①**安全フレームが装備されていなかった**ため、**トラクターの下敷きとなってしまった**
②**畑と藪の境をしっかり把握できていなかった**

トラクターの転落・転倒事故の対策

安全装備はしっかりしてますか？

○　トラクターに乗る時は**ヘルメット・シートベルトを装着**しましょう。

○　トラクターは**安全フレーム**（もしくは安全キャブ）**が装着**されたものを使用しましょう。
　安全フレームは折りたたまず、**しっかり立てた状態で走行**しましょう。



危険個所の確認はしていますか？

○　現場で転落・転倒の可能性のある**危険箇所を確認し、目印をつけたり、草を刈って見やすくする**などの対策を実施しましょう。
　また、**狭い道は迂回するか、幅員を確保**してください。

○　道路走行時は**ブレーキペダルを連結**し、特に**カーブのある道は徐行運転**を心がけましょう。



シートベルト着用義務化

義務化はいつから？

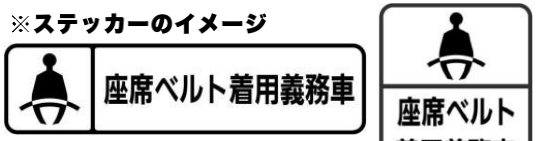
令和9年1月1日からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカー(※)が貼付されます。

※ステッカーのイメージ



違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数１点が付されます。

シートベルト着用義務対象車種であることの判断手段

① 外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000㎟以上





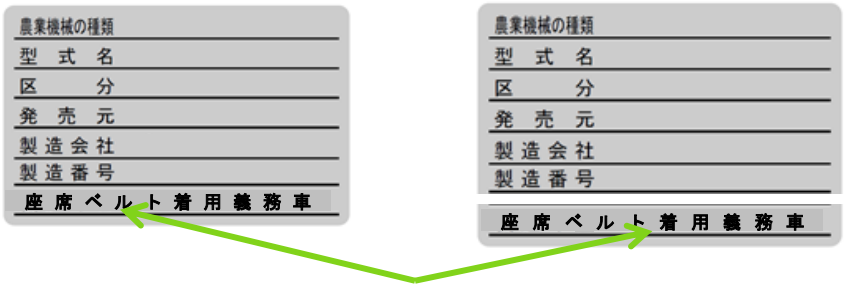
面積目安（3,000㎟）のイメージ



② 対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）



〇〇〇〇年製造または座席ベルト着用義務車等を示す。

銘板の位置等イメージ



ヤンマーHPより引用（https://faq.yanmar.com/jp/detail?site=FIWWZ5OB&id=111&hot_list=true）

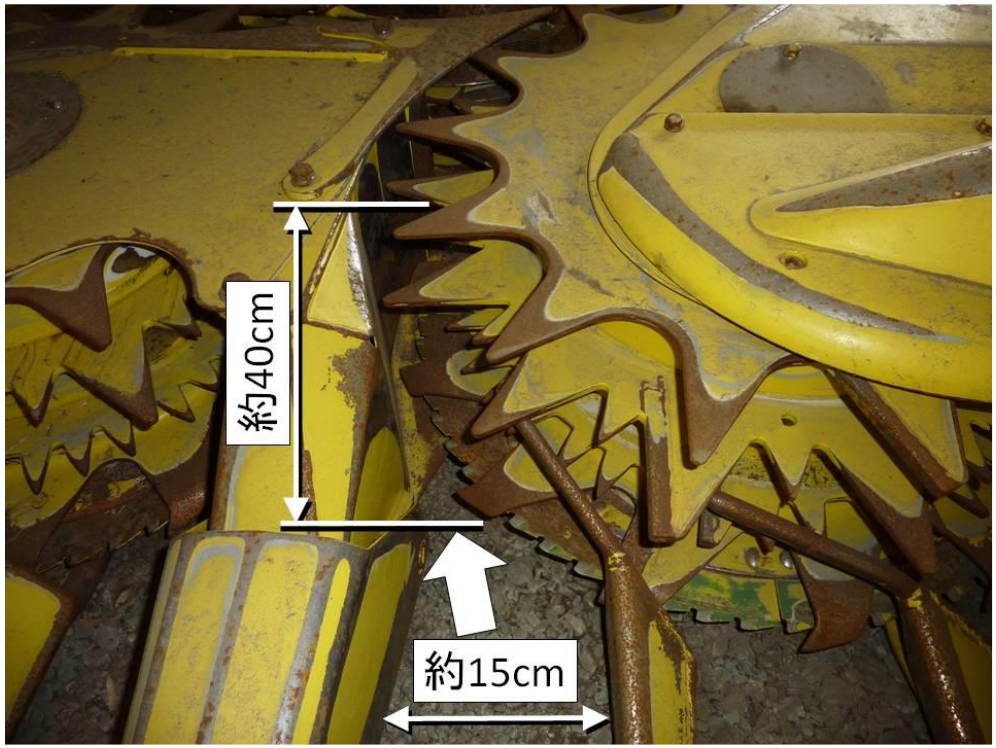
取り締まり対象道路の例



事故事例②　作業機等への巻き込まれ

自走式フォレージハーベスタでデントコーンを収穫中、収穫部が詰まったため、これを回したまま詰まったコーンを奥に押し込んでいたところ、左足が収穫部に巻き込まれた。





農研機構HPより引用

作業機等への巻き込まれ対策

異常を感じたらエンジンを止める

《なぜ》

機械の運転中にゴトゴト、キーキーと音が聞こえたり、ワラの巻き付きが気になったりします。「もう少しだから」、「ちょっとだけ」と思いがちですが、うっかり手を出して事故につながることがあります。

《対策ポイント》

まず、エンジンを止めます。

深呼吸して、冷静に対処を考えます。

作業速度を下げたり、機械への供給量を減らしてみます。

点検や詰まりの除去は、エンジンを止めたまま行います。



農研機構HPより引用

作業機への巻き込まれ事故予防の呼びかけ

被災者の思いを知ってください

Aさん：ブロードキャスタのアジテータに左足を巻き込まれた



「ケガで済んでよかったと言われるが、想像していた以上に心身がつらい」

Bさん：ロールベーラの駆動チェーンに右手を巻き込まれた



「こういう目に遭うのは、自分が最後であって欲しい」

Cさん：自脱型コンバインの搬送チェーンに左手を巻き込まれた



「事故に遭って初めて、やっておくべきことがたくさんあったことに気づいた。全国の仲間にはこういう目に遭う前に気づいて欲しい」

電動建機（GX建機）・農機購入補助のご案内

農畜産現場の脱炭素・作業環境改善に

※環境省所管の補助事業になります。
事業名：商用車等の電動化促進事業（電動建機）
運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（電動農機）

補助対象となっている電動建機の例①

認定型式の概要（申請者作成）

型式名	TB20e	カタログ名	TB20e
機種・形式	電動ショベル・バッテリ式		
申請者	株式会社　竹内製作所		

機能・性能・特徴

(1)これまでと変わらぬ使い勝手
1.8トンクラスの当社ディーゼルエンジン式ミニショベルと同等のパワーと、1回の充電で8時間稼働できるスタミナを実現

(2)ゼロエミッション、静音、低振動、低排熱
●地球環境と作業環境の両面で、環境に優しい製品
●都市部や住宅街における密集地での工事、地下や屋内での工事、夜間工事において特に有効

(3)ランニングコストを削減
充電に必要な電気料金は、一般的に軽油の調達費用を下回ることが多く、オイル交換などディーゼルエンジンのメンテナンスに必要な費用が不要になるなど、ランニングコスト削減が可能。



認定型式の概要（申請者作成）

型式名	ECR25 ELECTRIC	カタログ名	ECR25 ELECTRIC
機種・形式	電動ショベル・バッテリ式		
申請者	山崎マシーナリー株式会社（VOLVO建機 日本販売代理店）		

機能・性能・特徴：

- バケット容量：0.092㎥
- 重　　量：2,690kg
- 油圧配管、クレーン仕様
- 現場での排出ガスゼロ
- 騒音レベルの大幅な低減
- 低いランニングコスト
- 非稼働時の電力消費量無し
- 従来機（エンジン式）と同等の性能
- フル充電で4時間稼働可能



認定型式の概要（申請者作成）

型式名	コマツ　PC317	カタログ名	PC30E-6
機種	電動ショベル	形式	バッテリー式
申請者	コマツ		

機能・性能・特徴：

- リチウムイオンバッテリーを搭載することで、稼働時間の延長、および車両のコンパクト化と軽量化を実現。
- 短時間の急速充電を可能にする定置式充電器を採用し、継ぎ足し充電による連続稼働も実現。
- 排気ガスゼロによりクリーンな作業環境を実現。エンジン音が発生しないので、作業中は安全に作業が行えます。



型式名	ZX55U-6 EB	カタログ名	ZX55U-6 EB
機種	電動ショベル	形式	有線/バッテリ併用式
申請者	日立建機日本		

機能・性能・特徴：

- 動力源はバッテリーとケーブル電源の併用が可能
- バッテリー容量　：39.4(kWh)
- モーター出力　：30（kw）
- 標準バケット容量　：0.16㎥
- 機械質量　：5330kg



補助対象となっている電動建機の例②

■ ボルボ建機　L120 ELECTRIC
■ 国内販売代理店：ニシオティーアンドエム（西尾レントオール完全子会社）

運転質量20トン、積載容量6トン
充電時間：約7時間
（急速充電：1時間半）
稼働時間：約5時間～9時間





今後、電動ホイールローダの補助対象機種はさらに増える見込み

補助対象となっている電動農機の例

○電動運搬車



城南製作所HPより引用



マキタHPより引用

○電動高所作業台車



やまびこHPより引用

○電動草刈機



ホンダHPより引用



アテックスHPより引用

補助の申請先と受付期間

○電動建機（GX建機）購入補助の申請先：

一般社団法人日本建設機械施工協会（JCMA）
申請受付期間　令和８年３月１９日(木)～令和９年１月２９日(金)
お問い合わせ先：jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

○電動農機購入補助の申請先：

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）
申請受付期間　令和８年７月７日(火)～令和８年１１月３０日(月)
お問い合わせ先：https://www.jataff.or.jp/project/dendo-nouki/koufu.html（お問い合わせフォームから）

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

【令和７年度補正予算　30,000百万円】
※３年間で総額 6,000百万円の国庫債務負担

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約２割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約４割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業
（補助額：標準車両（ディーゼル車両等）との差額、安全・安心のための取組状況等を考慮して、車種ごとに定額　等）

■補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和７年度

4.事業イメージ

＜補助対象の例＞


EVトラック


EVバン



FCVトラック


EVタクシー


PHEVタクシー


FCVタクシー


EVバス


FCVバス


充電設備※

※本事業において、車両及び建機と一体的に導入するものに限る




GX建機

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　電話：03-5521-8301

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 1,415百万円（1,415百万円）】

環境省

運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

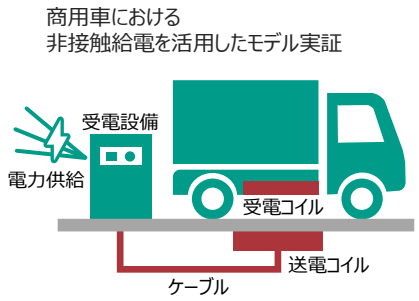
■事業形態： 委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1），（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）

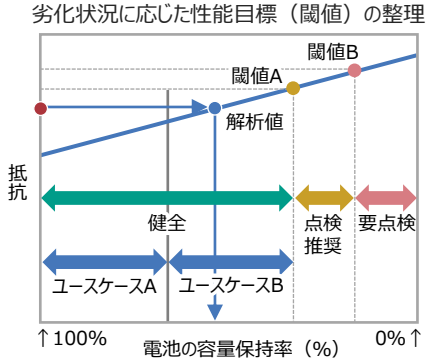
■委託先及び補助対象： 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間： （1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

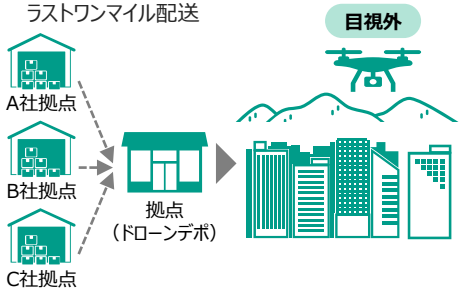
（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業





（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送＋ドローン配送による
ラストワンマイル配送



（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築



小型トラクタ　草刈り機

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

ご清聴ありがとうございました